

兵庫県が実施する安心の制度

# フェニックス共済

【兵庫県住宅再建共済制度】

小さな負担で、大きな安心。

年額

5,000円 の掛金で

最大

600万円 の給付!



フェニックス  
サポーター  
はばタン

自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える

1

地震・津波・豪雨・台風・  
地すべり・洪水など、  
あらゆる自然災害による  
被害が対象です。



2

住宅の築年数・規模・  
構造等に関係なく、  
定額負担で定額給付です。



3

地震保険・他の共済に  
加入していても加入でき、  
給付が受けられます。

フェニックス共済



地震保険・他の共済



兵庫県



公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金



☎078-371-1000 (平日9:00~17:00)

神戸市中央区中山手通6丁目1番1号 兵庫県生田庁舎2階 FAX078-371-1010

URL : <https://www.jutakusaiken.jp>

フェニックス共済 検索 ←

QRコードよりアクセスしていただくこともできます。



住宅をお持ちの方の

## 住宅再建共済

損害割合 20%以上

年額 **5,000** 円で  
再建・補修時等に  
**最大 600** 万円給付!

加入対象者 県内に戸建て、分譲マンション、賃貸住宅をお持ちの方

対象住宅 県内にある住宅 (1つの住宅に1契約)

## 準半壊特約

損害割合 10%以上 20%未満

年額 **500** 円で  
補修時等に  
**25** 万円給付!

加入対象者 住宅再建共済にご加入の方

損害割合10%未満【準半壊に至らない(一部損壊)】  
は給付対象外です

プラス

### 【給付について】

被災されましたら、まずは住宅の所在地市町に被害認定を依頼し、「**り災証明書**」の交付を受けてください。

※「**り災証明書**」の申請には期限があり、各市町で確認願います。

住宅の被害認定 (損害割合)	建築・購入した場合	補修した場合	建築・購入、補修しない場合
全壊 (50%以上)	600万円	200万円	10万円
大規模半壊 (40%以上 50%未満)		100万円	
中規模半壊 (20%以上 40%未満) 又は半壊		50万円	
<b>特約 準半壊 (10%以上 20%未満)</b>	<b>25万円</b>		<b>10万円</b>



- ① 住宅とは、居室、専用の玄関・台所・トイレの全てを有するものをいいます。
- ② 年度途中で脱退されても、既に払い込まれた当該年度の掛金（共済負担金）は返金できません。
- ③ 自然災害に起因しない火災での被害は、対象となりません。
- ④ 県外での建築・購入の場合、給付金は半額となります。
- ⑤ 賃貸住宅等をお持ちの方については、建築・購入、補修しない場合や、県外で建築・購入する場合は給付の対象外です。
- ⑥ 給付条件に該当しない「**り災証明書**」では給付できません。



#### Q1 加入日はいつから？

A1 郵送の場合は、加入申込書が共済基金に到着した日が加入日です。  
インターネットによる申込の場合は、申込の翌日が加入日です。

#### Q2 共済掛金の支払時期は？

A2 【毎年度支払の場合】

加入初年度：翌月 27 日に口座振替、又は翌月以降にクレジットカード会社から請求します。

翌年度 1 年分：毎年 3 月 27 日に口座振替、又は 4 月以降にクレジットカード会社から請求します。\*ただし、3 月に申し込んだ場合、3 月分+翌年度 1 年度分の口座振替は 4 月 27 日

【複数年一括支払の場合】

加入初年度分と複数年一括支払分を口座振替（翌月 27 日）、又はクレジットカード会社から請求（翌月以降）します。

#### Q3 加入申込書提出から加入証書が届くまでの期間は？

A3 加入申込書提出から加入証書発送まで、約 1 月半～ 2 月半かかります。その間は給付の対象ですが、掛金の入金があれば給付の対象外となります。

#### Q4 相続や転居等があった場合は？

A4 相続人や転居先等について、当基金へご連絡いただければ、届出書類をお送りします。

#### Q5 給付金の申請期間は？

A5 災害発生日から 5 年以内です。

#### Q6 地震で発生した火災は対象になるの？

A6 地震、落雷など自然災害を原因として発生した火災（類焼を含みます）も給付対象となります。

#### Q7 賃貸住宅のオーナーは加入できるの？

A7 賃貸住宅の所有者として住宅再建共済に加入できます。家財再建共済は、居住者（入居者）に加入資格がありますので、賃貸住宅のオーナーは加入できません。

#### Q8 他の地震保険等と同様、地震保険料控除対象になるの？

A8 本共済は兵庫県条例に基づき、あらゆる自然災害からの住宅再建を県民相互が助け合うもので、地震保険ではありません。このため、地震保険料控除の対象ではありません。

## 家財再建共済

単独加入 年額 **1,500円** で  
 住宅とセット加入の場合 年額 **1,000円** で

**最大50万円給付!**

加入対象者 県内の住宅にお住まいの方  
 対象家財 住宅の中にある全ての家財 (1つの住宅に1契約)

【給付について】  
 左記の「**り災証明書**」の交付を受けてください。

住宅の被害認定 (損害割合)	購入または修復した場合
全壊 (50%以上)	<b>50万円</b>
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	<b>35万円</b>
中規模半壊 又は半壊 (20%以上 40%未満)	<b>25万円</b>
床上浸水	<b>15万円</b>

- ⚠️ ① 左記の①～③・⑥の事項は、家財再建共済でも同様です。  
 ② 落雷等で家財のみが被害を受けた場合は、給付の対象外です。

給付金をお支払いした主な災害

被災年月	災害(主な被災地域)
平成21年 8月	台風第9号災害(西播磨・但馬)
平成23年 9月	台風第12号災害(東播磨・北播磨・中播磨)
平成24年 2月	2月雪害(但馬)
平成25年 4月 9月	淡路島を震源とする地震(淡路) 台風第18号災害(北播磨・丹波)
平成26年 8月	8月豪雨災害(神戸・阪神北・丹波)
平成29年 1月 10月	1月雪害(中播磨・但馬・丹波) 台風第21号災害(神戸・阪神北・中播磨・但馬)
平成30年 6月 7月 8月 9月	大阪府北部地震(阪神南・阪神北) 7月豪雨災害(神戸・北播磨・西播磨・丹波・淡路) 台風第20号災害(神戸・阪神北・東播磨・淡路) 台風第21号災害(神戸・阪神南・阪神北・北播磨・淡路)
令和2年 9月	台風第10号災害(中播磨・淡路)
令和4年 1月	1月雪害(但馬)

## 3年・5年・10年一括払いで、お得!

	初年度掛金 (申込月から 年度末3月まで)	翌年度から複数年一括掛金		
		3年	5年	10年
住宅再建共済のみ	500円×月数 (上限5,000円)	14,000円 (1,000円)	23,000円 (2,000円)	45,000円 (5,000円)
家財再建共済のみ	150円×月数 (上限1,500円)	4,200円 (300円)	6,900円 (600円)	13,500円 (1,500円)
住宅再建特約	550円×月数 (上限5,500円)	15,400円 (1,100円)	25,300円 (2,200円)	49,500円 (5,500円)
住宅再建+家財再建	600円×月数 (上限6,000円)	16,800円 (1,200円)	27,600円 (2,400円)	54,000円 (6,000円)
住宅再建+特約+家財再建	650円×月数 (上限6,500円)	18,200円 (1,300円)	29,900円 (2,600円)	58,500円 (6,500円)

※ ( ) は割引額  
 加入時のみ、合わせてお支払いいただけます。

## ご加入者さまの「お声」

被災した際に、必要だと実感したのは、人手とお金でした。給付金は簡単な申請手続きですぐに給付され、助かりました。(40歳代/女性/高砂市)



加入は発足当初からしていましたが、他の場所で自然災害が発生しても他人事と思っており、自分が被災するとはほんとうに夢にも思いませんでした。少ない掛金で、給付を受けることができ、助かりました。結婚した娘二人も、フェニックス共済に加入するように勧め、加入しました。(50歳代/女性/加西市)



我が家は築何十年のため、風が心配で加入しました。準半壊特約で給付があり、早々の入金はありがたく思っています。(60歳代/男性/加東市)



被災し、精神的に悲しい、辛い気持ちになりました。共済給付金がすぐに給付され、家具などが購入でき本当に助かりました。(70歳代/男性/姫路市)

